

# 青森県報

号外第八十四号

平成十九年  
十月十二日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………	(人事課) ……	一
青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) ……	一
青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) ……	二
知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………	(情報システム課) ……	三
訓 令		
行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令……………	(人事課) ……	五
職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令……………	(同) ……	五
議 会		
青森県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程……………	(総務課) ……	五
教育委員会		
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令(職員福利課) ……	六	六

## 規

## 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

改正する。

第二百二十八条中「課」を「課等」に改める。

別表第六中「庶務担当課」を「庶務担当課等」に改め、同表青森県国民保護協議会の項の次に次のように加える。

青森県 地方独立行政法人法 立行政 法人評 価委員 会	青森県 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百 十八号) 第十一条第二 項の規定により次に掲 げる事務をつかさどる。 一 地方独立行政法人 の業務の実績に関す る評価に関すること。 二 その他地方独立行 政法人法によりその 権限に属させられた 事項を処理すること。	委員 長 委員	学識 経験 を有 する 者	五人 以内	二年 の互 選	第六条第三 項の規定に 基づき地方 独立行政法 人評価委員 会に関する 事務を所掌 することと された総務 部に設置さ れた機関
--	---	---------------	---------------------------	----------	---------------	--

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十一号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を削る。

第七条の二第一項中「条例第五十二条の二第一項（条例第六十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）を「青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第三条第一項」に、「使用して申告」を「使用して条例第五十一条、第五十二条、第六十二条又は第六十三条の規定による申告（以下この条において「申告」といふ。）に、「同項に規定する申告」を「当該申告」に改め、「電子計算機」の下に「（入出力装置を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「条例第五十二条の二第一項の規定による」を「青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う」に、「同項に規定する申告」を「当該申告」に改め、同条第四項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）」を「青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」に、「条例第五十一条の二第一項に規定する申告」を「当該申告」に改める。

第十三条の二の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の申請書を提出する場合にあつては」を削り、「前項の申請書を提出する場合にあつては第二号に掲げる書面を」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 条例第五十一条の二第三項第二号に規定する規則で定める額は、四万五千元に地方税法第百五十条第一項又は第二項の規定により月割をもつて自動車税を課する月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする。

第十三条の二第四項中「第百五十一条の二第三項」を「第百五十一条の二第四項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項（前項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第五項とする。

第十三条の十一第三項中「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第二項」に改め、「（同条第二項の申請書に関する部分を除く。）」を削り、同条第四項中「第百五十一条の二第三項」を「第百五十一条の二第四項」に改め、同条第六項中「第百九十三条の十三第二項」を「第百九十三条の十三第三項」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

第二号様式から第五号様式まで、第七号様式及び第九号様式から第十三号様式までの規定中、「~~青森県文書や印刷機器の交換用紙~~」を「~~青森県文書や印刷機器~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の二及び第十三条の十一の改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十二号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則（平成十一年七月青森県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは第五条又は第九条第一項」を「第五条若しくは第九条又は第十二条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第三条中「第九条第三項又は第十二条第三項」を「第十二条第三項又は第十五条第三項」に、「第九条第一項第一号」を「第十二条第二項第一号」に、「第十二条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改める。

第四条第一項及び第五条中「及び第十一条（条例第十四条）」を「、第十一条及び第十四条（条例第十七条）」に改める。

第六条第一項中「第十一条」を「第十四条」に、「第九条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十四条」を「第十一条において準用する条例第四条第三項及び条例第十七条」に、「第十一条」を「第十四条」に、「第十二条第二項第二号」を「第十条第一号及び第十五条第二項第二号」に改める。

第一号様式の注中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 「減価償却資産の価額」欄については、承認企業立地計画に従って設置した適用対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地を取得した場合は、当該土地の取得価額を含めた価額を記載すること。

第四号様式の注中3を4と「2を3と」1の次に2として次のように加える。

2 「減価償却資産の価額」欄については、承認企業立地計画に従って設置した適用対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地を取得した場合は、当該土地の取得価額を含めた価額を記載すること。

第五号様式の注中2を3と「1を2と」同じようにして次のように加える。

1 「減価償却資産の価額」欄については、承認企業立地計画に従って設置した適用対象施設の用に供する家屋又は構築物の敷地である土地を取得した場合は、当該土地の取得価額を含めた価額を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布す。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十三号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

( 趣 旨 )

第一条 この規則は、別に定めのあるものを除くほか、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、知事等に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

( 定義 )

第二条 この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 知事等 知事又は知事に置かれる機関をいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

( 電子情報処理組織による申請等 )

第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該電子申請等を行う者は、第二号及び第三号に掲げる事項を入力することに代えて、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することができる。

一 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により当該書面等に記載すべきこととされている事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により添付すべきこととされている書面等に記載すべき又は記載されている事項（前号に掲げるものを除く。）

三 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により添付すべきこととされている電磁的記録に記載すべき又は記録されている事項（第一号に掲げるものを除く。）

2 電子申請等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る次のいずれかの電子証明書と併せてこれを送信しなければならぬ。ただし、知事の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める電子証明書

3 知事等は、電子申請等を行う者が第一項第二号又は第三号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

一 電子申請等を行う者に係る前項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

二 電子申請等を行う者に係る前項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

三 電子申請等を行う者に係る前項第三号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであつて、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

四 電気通信回線を使用して知事等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記事項証明書に記載された事項

4 条例等の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する電子申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、知事が別に定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を複数必要とする申請等について、第一項の規定により申請等が行われたときは、同項の規定により入力された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 知事等は、電子申請等を行う者が第一項第二号に規定する書面等に記載すべき若しくは記載されている事項又は同項第三号に規定する電磁的記録に記録すべき若しくは記録されている事項を入力して申請等をした場合は、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 知事等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によつて処分通知等を受けることを求めるときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 知事等は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、電子情報処理組織を使用して当該処分通知等を行うことができる。

3 知事等は、前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 処分通知等を受ける者が前項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となつた時から二十四時間以内に記録しない場合その他知事等が必要と認める場合は、知事等は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 知事等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第六条 知事等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する県の機関の定める措置は、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第三条第二項各号に規定する電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置及び同項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する県の機関の定める措置は、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、知事が別に定めるものを当該処分通知等と併せて知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する県の機関の定める措置は、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、知事が別に定めるものを添付する措置とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

青森県訓令第四十七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

行政経営推進室設置規程の一部を改正する訓令

行政経営推進室設置規程（平成十三年十二月青森県訓令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九 地方独立行政法人評価委員会に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。



青森県訓令第四十八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

職員等の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費に関する条例の施行規程（昭和二十七年十月青森県訓令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議 会

青森県議会告示第四号

青森県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十九年十月十二日

青森県議会議長 神 山 久 志

青森県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

青森県議会に係る申請、届出その他の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六

十五号)その他の法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。))をいう。)又は  
条例等に定めるもののほか、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用  
に関する規則(平成十九年十月青森県規則第九十三号)の規定の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第二十一号

庁 内 一 般  
各 出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十二日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程(昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第  
十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭